

# 合併協定書

平成14年9月24日

高 富 町

伊 自 良 村

美 山 町

## 1 合併の方式

山県郡高富町、同郡伊自良村及び同郡美山町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設（対等）合併とする。

## 2 合併の期日

合併の目標期日は、平成15年（2003年）4月1日とする。

## 3 新市の名称

新市の名称は、山県市とする。

## 4 新市の事務所の位置

新市の事務所の位置は、岐阜県山県郡高富町高木1000番地1とする。

現在の伊自良村役場を「伊自良支所」とし、現在の美山町役場を「美山支所」とする。

## 5 財産及び債務の取扱い

（1）3町村の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。

（2）財産区有財産は、財産区有財産として新市に引き継ぐものとする。

## 6 議会議員の定数及び任期の取扱い

（1）議会の議員については、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、平成16年4月30日まで引き続き新市の議会の議員として在任する。

（2）新市の議会の議員の定数は22人とする。

（3）選挙区については、新市において在任特例適用期間中に検討する。

## 7 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

新市に1つの農業委員会を置き、3町村の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後平成15年9月30日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。

## 8 地方税の取扱い

- (1) 個人町(村)民税・法人町(村)民税・固定資産税・軽自動車税・町(村)たばこ税・鉱山税・特別土地保有税については、市税として現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- (2) 入湯税については、美山町の制度を新市に引き継ぐものとする。
- (3) 固定資産税の納期については、美山町の例により調整する。
- (4) 軽自動車税の納期については、伊自良村・美山町の例により調整する。

## 9 一般職の職員の身分の取扱い

- (1) 高富町、伊自良村及び美山町の一般職の職員については、市町村の合併の特例に関する法律第9条の規定により、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。
- (2) 山県郡障害児療育施設事務組合、山県郡老人福祉施設事務組合、山県消防組合、山県郡環境衛生施設組合及び山県郡保健福祉事務組合の一般職の職員については、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。
- (3) 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。
- (4) 職名及び任用については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、合併時に統一を図る。
- (5) 給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から、調整し統一を図る。なお、合併時、現職員については、現給を保障する。

## 10 特別職の職員の身分の取扱い

- (1) 新市の職務執行者については、3町村の長が別に協議して定めるものとする。
- (2) 特別職及び行政委員会委員等の身分の取扱いについては、法に特例の定めのある場合は、その規定を適用する。なお、当該規定のない場合は、3町村の長が協議して定めるものとする。

## 11 条例、規則等の取扱い

条例・規則については、各協議項目の調整方針に基づき統一を図り、新市における事務事業に支障がないよう整備する。

## 12 事務組織及び機構の取扱い

新市における事務組織及び機構については、次の「新市における組織・機構の整備方針」に基づき整備する。

## 「新市における組織・機構の整備方針」

- ( 1 ) 行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織・機構
- ( 2 ) 市民が利用しやすく、市民の声を適正に反映することができる組織・機構
- ( 3 ) 指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確な組織・機構
- ( 4 ) 簡素で効率的な組織・機構

### 13 一部事務組合等の取扱い

- ( 1 ) 3 町村のみで構成する一部事務組合については、合併の前日をもって当該組合を解散し、合併の日にすべての事務及び財産を新市に引き継ぐものとする。
- ( 2 ) その他の一部事務組合については、3 町村は合併の前日をもって当該組合から脱退し、新市において合併の日当該組合に加入する。
- ( 3 ) 岐阜地域広域市町村圏協議会については、3 町村は合併の前日をもって当該協議会から脱退し、新市において合併の日当該協議会に加入する。
- ( 4 ) 山県郡公平委員会については、合併の前日をもって廃止し、新市において合併の日公平委員会を設置する。

### 14 使用料・手数料等の取扱い

- ( 1 ) 使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については可能な限り統一する。また、必要に応じて緩和措置を講ずるものとする。
- ( 2 ) 手数料については、3 町村におけるこれまでの料金改定の経緯や受益者負担の原則を基本に、サービスに対する適正な負担額を決定し、合併時に統一に努めるものとする。

### 15 公共的団体等の取扱い

#### 【公共的団体】

公共的団体については、新市の一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、統合又は再編の調整に努めるものとする。

- ( 1 ) 3 町村に共通している団体は、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。
- ( 2 ) 3 町村に共通している団体で、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合又は再編できるよう調整に努める。
- ( 3 ) 独自の目的を持った団体は、現行のとおりとする。

#### 【土地開発公社】

- ( 1 ) 伊自良村土地開発公社及び美山町土地開発公社については、高富町土地開発公社に債権を譲渡し債務を引き継ぎ、合併の前日までに解散する。

- ( 2 ) 高富町土地開発公社については、伊自良村土地開発公社及び美山町土地開発公社の債権を譲受し債務を引き受け、新市における土地開発公社とする。

## 16 各種団体への補助金、交付金等の取扱い

各種団体への補助金、交付金等については、従来からの経緯、実情等に配慮し、新市において調整する。

- ( 1 ) 3 町村で同一あるいは同種の補助金等については、関係団体等の理解と協力を得て、統一の方向で調整する。
- ( 2 ) 独自の補助金等については、従来の実績等を尊重し、市域全体の均衡を保つように調整する。
- ( 3 ) 整理統合できる補助金等については、統合するよう調整する。

## 17 町、字の区域及び名称の取扱い

町、字の区域及び名称については現行のとおりとする。

## 18 慣行の取扱い

- ( 1 ) 市民憲章、市章、市の花、市の木及び宣言は、新市において調整する。
- ( 2 ) 市民の歌、市民の踊りについては新市において検討する。
- ( 3 ) 伊自良村及び美山町の歌はそれぞれの地域の歌とし、伊自良村及び美山町の踊りは、それぞれの地域の踊りとする。
- ( 4 ) 市のキャラクタ - マ - ク及びキャッチフレ - ズについては、新市において検討する。
- ( 5 ) 伊自良村のキャラクタ - マ - ク及びキャッチフレ - ズについては伊自良地域のキャラクタ - マ - ク及びキャッチフレ - ズとする。
- ( 6 ) 共同声明については、新市において検討する。

## 19 消防団の取扱い

消防団については、合併時に統合する。

- ( 1 ) 高富町、伊自良村及び美山町の消防団の団員である者については、新市に引き継ぐものとする。
- ( 2 ) 組織、階級、定員、訓練、礼式及び服制については、調整し新市に引き継ぐものとする。
- ( 3 ) 任用、給与、服務その他身分の取扱いについては、調整し新市に引き継ぐものとする。

## 20 各種事務事業の取扱い

### 20 - 1 自治会関係事業

- ( 1 ) 自治会の組織及び区域は現行のとおりとし、名称については「自治会」とする。
- ( 2 ) 自治会連合組織については、新市に市自治会連合会を置き、14の地区自治会連合会を置く（高富地域5、伊自良地域2、美山地域7）。
- ( 3 ) 自治会連合会事業については新市において調整する。

### 20 - 2 防災関係事業

- ( 1 ) 地域防災計画については、新市において速やかに策定する。
- ( 2 ) 伊自良村及び美山町の防災行政無線（同報系）の運用は現行のとおりとし、関係機関と協議の上、新市において速やかに周波数の統一を図り、遠隔操作設備を市庁舎及び消防本部に整備する。
- ( 3 ) 防災行政無線（移動系）の運用については、当分の間は現行のとおりとし、関係機関と協議の上、新市において速やかに3町村の周波数の統一を図るものとする。

### 20 - 3 地域情報化関係事業

有線テレビ放送については、情報インフラの整備（幹線の光ファイバー化・デジタル対応等）を図り、双方向通信に対応すると共に、当該システムを市域全域に拡大し、新市の地域情報化を推進する。

### 20 - 4 総合交通関係事業

高富町及び美山町の自主運行バス（道路運送法第21条に基づくもの）については、当面、現行の制度を新市に引き継ぐものとする。

- ( 1 ) 新市において、高富町の自主運行バス梅原線については、伊自良村長滝まで延長し、日祝日も運行する。
- ( 2 ) 料金体系については、3区間を設定し、移動区間に応じて、100円・200円・300円の3種類とする。
- ( 3 ) 回数券は100円券の11枚綴りとし、金額は1,000円とする。

### 20 - 5 国民健康保険事業

#### 【保険税賦課関係】

- ( 1 ) 国民健康保険税については、合併時に統一した税率等を適用する。この場合、

応益割合（均等割額、平等割額）が、45%以上55%未満となるよう調整する。

- (2) 平成15年度の医療保険分については、1人当たり保険税額が77,000円から78,000円となるよう調整する。ただし、所得金額、保険給付費等の動向により再検討する。
- (3) 平成15年度の介護保険分については、1人当たり保険税額が15,000円から16,000円となるよう調整する。ただし、所得金額、介護給付金等の動向により再検討する。
- (4) 国民健康保険税は、国民健康保険事業の健全で円滑な運営を確保するための適正な負担額となるよう最高5年間で調整する。
- (5) 賦課方式、軽減割合、課税限度額、賦課期日及び納期については、現行のとおりとする。

#### 【保険給付・助成関係】

- (1) 国民健康保険療養給付費一部負担金については、現行のとおりとする。
- (2) 出産育児一時金については、現行のとおりとする。
- (3) 葬祭費については、50,000円とする。
- (4) 高額療養費支払資金貸付事業については、高額療養費支給金額の9割相当額まで貸付を行うものとする。
- (5) 成人病予防健診料助成事業については、助成額を1件につき10,000円とし、年齢制限は設けないものとする。
- (6) 無受診世帯表彰にあっては、1世帯につき5,000円相当の記念品を進呈する。ただし、被保険者の人数加算は、行わないものとする。

## 20 - 6 福祉関係事業

#### 【保育料】

- (1) 保育料については、美山町の例による。ただし、同一世帯から2人以上の児童が保育の実施をされている場合の第2子及び第3子以降については高富町の例による。なお、新市の保育料は、国の徴収金基準額を参考に段階的に改定を図るものとする。
- (2) 延長保育料は、高富町の例による。

#### 【福祉医療費助成事業】

- (1) 乳幼児医療費助成事業については、新市において、対象者を小学校就学前（6歳に達した日以降における最初の3月31日）までの児童とし実施する。
- (2) 重度心身障害者医療費助成事業、重度心身障害老人医療費助成事業、69歳老人医療費助成事業及び母子家庭等医療費助成事業（伊自良村単独事業分を除く。）については、新市において県の補助基準により実施する。
- (3) 母子家庭等医療費助成事業における伊自良村単独事業分及び父子家庭医療費

助成事業については、廃止する。

#### 【高齢者福祉事業】

- (1) 国又は県等が定める制度については、現行の実施方法を基準とし、市域全体で実施するよう新市において調整する。
- (2) 各町村独自の制度については、趣旨や目的に沿った効果的な制度として、市域全体で実施するよう新市において調整する。
- (3) 高齢福祉関係の事業については、従来の実績等を尊重しつつ市域全体の均衡を考慮し、新市において調整し実施する。

### 20 - 7 保健・環境関係事業

#### 【保健関係事業】

- (1) 新市における老人保健事業については、原則として現行のとおりとする。ただし、基本健康診査（個別）、子宮がん検診（個別）、乳がん検診（個別）、骨密度検査、高齢者健康相談及び腎臓食料理教室については、新市において市域全体の事業として実施する。
- (2) 各種健（検）診の受診者個人負担金については、応分の受益者負担の原則を基本に、合併時に統一する。

#### 【環境関係事業】

- (1) 可燃ごみの収集については、当分の間、現行のとおりとする。ただし、新市においては各自治会との協議等により調整を図るものとする。
- (2) 不燃ごみ、粗大ごみ及び資源ごみの収集については、現行のとおりとする。

### 20 - 8 産業・建設関係事業

#### 【小口融資制度】

小口融資制度については、中小企業者の経営安定を図るため、岐阜県の施策動向を踏まえながら引き続き実施し、若しくはこれに代わる制度を設ける。なお、制度を見直す場合には、借入残高のある者が制度改正により支障を来さないよう最大限に配慮する。

#### 【公営住宅】

公営住宅については現行のとおりとし、新市においても適正な維持管理に努めるとともに、公営住宅供給の推進を図るものとする。

#### 【都市計画】

都市計画については現行のとおりとし、見直し等については新市において調整する。



## 20 - 9 上・下水道関係事業

### 【上水道事業】

- ( 1 ) 水道料金については、高富町の例による。ただし、中洞簡易水道雑用水使用料金については現行のとおりとする。
- ( 2 ) 水道臨時使用料金については、高富町の例による。
- ( 3 ) 使用水量の検針は隔月とし、水道料金の徴収は毎月とする。
- ( 4 ) 水道加入分担金については、高富町の例による。ただし、中洞簡易水道雑用水については、102,000円とする。
- ( 5 ) 新市において、上水道又は簡易水道の利用者が他で新たに上水道又は簡易水道の供給を受ける場合は、加入分担金を徴収しないものとする。(既設管を閉栓し、同口径以下で供給を受ける場合に限る。)
- ( 6 ) 臨時加入分担金は、廃止する。ただし、臨時使用の場合には、加入分担金相当額及び管理者が定める水道料金を予納する。

### 【下水道事業】

- ( 1 ) 農業集落排水施設使用料金については、当分の間、現行のとおりとする。ただし、負担の公平性の観点から、新市において、従量制による料金体系の構築を図る。
- ( 2 ) 新規加入負担金については、高富町の例による。

## 20 - 10 学校教育関係事業

### 【通学区域】

通学区域については、現行のとおりとする。ただし、教育的・社会的状況の変化に適切に対応するものとする。

### 【中学校生徒派遣事業】

- ( 1 ) 中学校生徒派遣事業については、平成15年度は現行のとおり新市に引き継ぎ、平成16年度以降は新市において調整する。
- ( 2 ) 新市においては、現行の伊自良中学校修学旅行を中学校生徒派遣事業として位置付けるものとする。

## 20 - 11 社会教育関係事業

海外派遣事業については、新市に引き継ぎ、その内容については新市において調整する。

## 20 - 12 その他協議が必要な事業

### 【公共施設の名称等】

- ( 1 ) 公共施設の名称については現行の名称を基本とし、住民にとってわかりやすい名称となるよう調整する。
- ( 2 ) 公共施設の供用時間等については現行の運営方法を基本とし、住民の利便性に配慮するとともに、施設の利用実態に応じて統一するよう調整に努めるものとする。

### 【個人への補助金等】

- ( 1 ) 個人への補助金等については、従来からの経緯、実情等に配慮し、調整する。
- ( 2 ) 3 町村で同一あるいは同種の補助金等については、統一を図るものとする。
- ( 3 ) 3 町村で独自の補助金等については、従来の実績等を尊重し、市域全体の均衡を保つよう調整する。

## 21 新市建設計画に係る事項

新市建設計画は、別添「新市まちづくり計画」に定めるとおりとする。

# 新 市 ま ち づ く り 計 画

高富町・伊自良村・美山町合併協議会

## 目 次

序 論	2
1 時代の潮流	2
2 合併の必要性と効果	4
3 住民の意向	5
4 計画の策定方針	7
新市の概況	8
1 新市の概況	8
2 広域圏における位置付け	11
3 新市の課題	12
主要指標の推計	14
1 新市の人口の推計	14
2 新市の世帯数の推計	15
3 新市の就業人口の推計	15
まちづくりの基本方針	16
1 基本方針策定の視点	16
2 まちづくりの基本理念	17
3 まちづくりの基本方針	18
4 まちづくりの推進に向けて	20
5 地域別のまちづくりの方向	21
まちづくりの主要施策	22
1 健やかで安らかなまちづくり	22
2 便利で快適なまちづくり	25
3 豊かで美しい自然を守るまちづくり	28
4 活力あふれる産業のまちづくり	30
5 豊かな心と文化を育むまちづくり	32
6 重点プロジェクト	34
新市における岐阜県事業の推進	35
公共的施設の統合整備	36
財政計画	37

# 序 論

## 1 時代の潮流

### (1) 地方分権と独自の地域づくり

地方分権は、いまや時代の大きな流れとなっています。地方分権の推進により、その主体となる地方自治体の権限と責任は大きく拡大します。地域の自主性、自立性を確立し、新たな地域経営の視点から独自の地域づくりの戦略を策定し運営していくためには、多様な人材の育成や企画部門の拡充などの行政能力の質的・量的向上が望まれます。

### (2) 少子・高齢化の進行

わが国においては、少子・高齢化が急速に進行しています。高齢者の増加により、生きがいやゆとりのある生活やふれあいなど心の豊かさを重視する傾向はより強まるものと考えられます。反面、生産年齢人口の減少に伴う経済力の低下や福祉・医療などに要する財政的負担の増大が、地域社会づくりにとって大きな課題となっています。

### (3) 情報化

情報通信基盤の整備と情報技術の目覚ましい進歩によるインターネットなどの急速な普及によって、容易に世界各地と情報交換が可能な新しいネットワーク社会が創られつつあります。高度情報技術が社会のあらゆる面で活用される新たな情報化社会の構築のため、地域においても、情報通信基盤の構築、行政の情報化などが求められています。

### (4) 国際化

情報化の進展と高速交通ネットワークの整備により、経済、文化、生活などあらゆる分野において地球規模での交流が拡大しています。交流の主体も、国と国のレベルに止まらず、地域と地域、組織と組織、個人と個人のレベルまで広がっています。国際社会に対応できる人材の育成が課題になっています。

### (5) 成熟化

住民の価値観や生活スタイルは多様化しており、これらに対応する広汎で多様な行政サービスが求められています。さらに、地域情報化、環境問題、高齢

社会に対応した福祉政策など新たな行政課題が発生しています。

## 2 合併の必要性と効果

### (1) 行財政能力の向上と総合的施策の実施

地方分権の推進による権限と責任の委譲を踏まえ、これからの地方自治体は、より一層の行財政能力の向上が求められます。しかし、昨今の厳しい財政状況の中で、地域の自主・自立力を高めるためには、高富町、伊自良村、美山町の3町村が合併して行財政能力を強化し、総合的かつ効果的な施策による地域づくりを行っていく必要があります。

### (2) 多様化・高度化する行政ニーズへの対応

少子・高齢化、情報化、国際化、成熟化等に伴う多様で高度な行政ニーズの増大に対応するためには、住民に身近なサービスを提供する地方自治体が、行政組織や運営の効率化、総合的な施策の企画と実施、専門職員の育成や弾力的配置などによって行政能力を向上する必要があります。3町村の合併は、その有効な手段となります。

また、市町村合併に際しての国や県の財政支援を活用して、各種の社会・生活基盤を整備拡充することによって、多様で高度なサービスを住民が享受する機会が広がる効果も期待できます。

### (3) 地域の一体化による活力の向上

高富町、伊自良村、美山町の3町村は、同じ山県郡にあって、これまでも広域行政を進めてきた実績があり、経済・文化・生活の面でも結びつきが強く、豊かな自然資源などの共通する魅力を持っています。これからのまちづくりは、さらに地域の一体化と活性化を図り、地域の魅力と競争力を高めていくことが求められています。3町村の合併により、総合的なまちづくりを推進することによって、より水準の高い生活の実現と地域の発展が期待されます。

### 3 住民の意向(「新しいまちづくりに関する住民意識調査」結果の要旨)

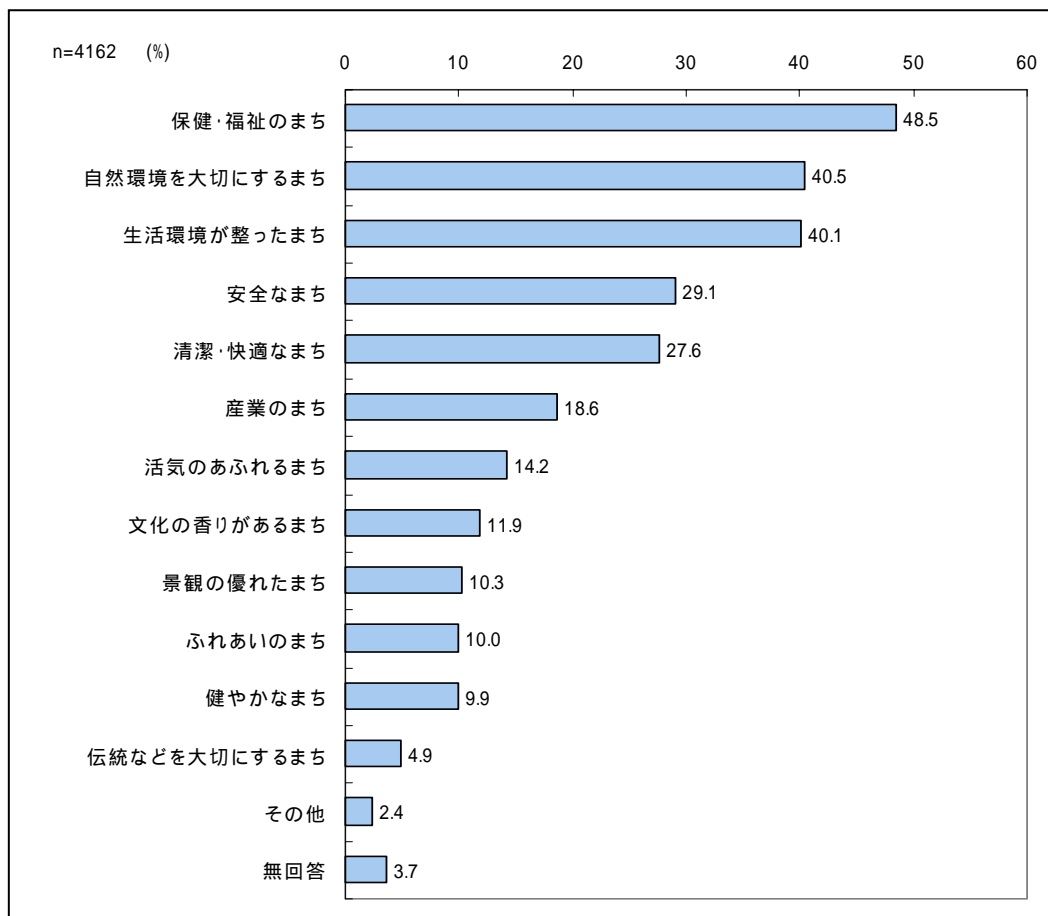
#### (1) 調査目的・対象・方法

この住民意識調査は、合併による新市の対象区域である山県郡3町村の住民の町村合併への関心や地域の将来像についての意向などを把握し、新市将来構想・建設計画策定の基礎資料とするとともに、町村合併に対しての住民の関心を高めることを目的として、平成13年10月、山県郡3町村内の全世帯(8,622世帯)を対象に実施したものです。このうち回収有効数は4,162票で、回収率48.3%でした。

#### (2) 合併後の新市の将来イメージ

望ましいと考えられている新市の将来像は、「健康づくりや子供・お年寄りなどを大切にする保健・福祉のまち」、「緑豊かな自然環境を大切にするまち」、「道路、公園、上下水道などの生活環境が整ったまち」が将来イメージの回答の中で上位を占めています。

○ 各項目の期待度(全体、期待度降順)





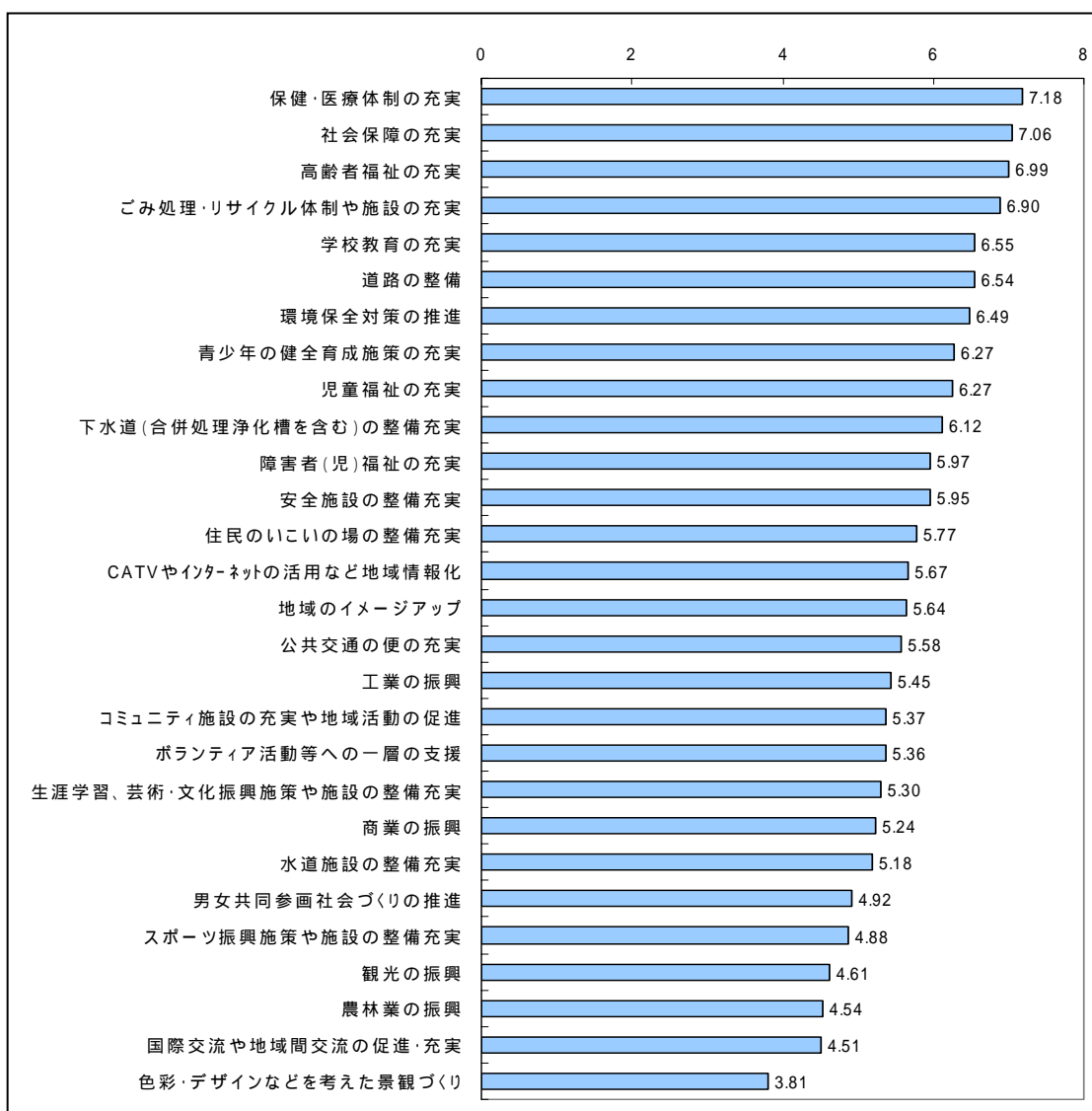
### (3) 町村合併に期待すること

「行政事務の効率化による経費削減」、「各種行政サービスの充実と安定的提供」、「道路・公共施設など広域的視点からのまちづくり」に対して、多くの期待が寄せられています。

### (4) 合併による新市の施策充実化への期待

合併による新市の施策の中で充実が期待されている施策は、分野別では「保健・医療・福祉分野」、「生活環境分野」、「文化・人づくり分野」の順に多くの期待が寄せられており、各分野の中の施策では「保健・医療体制の充実」、「社会保障の充実」、「高齢者福祉の充実」などの期待が高い結果となって示されています。

○ 各項目の期待度（全体、期待度降順） （単位：ポイント）



## 4 計画の策定方針

### (1) 計画の趣旨

新市まちづくり計画は、高富町、伊自良村、美山町の合併後の新市のまちづくりを進めていくための基本方針を定め、これに基づく建設計画を策定し、3町村の速やかな一体化を促進し、地域の発展と住民福祉の向上を図るための方策を示すものです。

なお、新市のまちづくりの詳細かつ具体的な内容については、新市において策定する基本構想や基本計画などに委ねるものとします。

### (2) 計画の構成

本計画は、新市のまちづくりを進めていくための基本方針、基本方針実現のための主要施策、公共的施設の統合整備及び財政計画を中心に構成します。

### (3) 計画の期間

本計画の期間は、平成15年度から平成24年度までの10年間とします。

### (4) その他

新市のまちづくりの基本方針を定めるに当たっては、将来を見据えた長期的視点に立つものとします。

また、新市の財政計画については、健全な財政運営に努め、地方交付税、国・県補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることのないようにするものとします。

# 新市の概況

## 1 新市の概況

### (1) 位置と地勢

新市は、岐阜市の北側に隣接する位置にあり、J R岐阜駅から約9～34kmの範囲に広がっています。地勢は山地丘陵部が多く、北端の日永岳 1,216mを最高峰として枝状の山地と、長良川支流の武儀川、鳥羽川、伊自良川沿いの平坦地で構成されています。

### (2) 面積

新市は、南北方向約25km、東西方向約14kmの範囲に広がり、約22,204haの面積を有しています。地目別では農用地約6%、森林約84%、宅地約3%、道路約2%となっています。

### (3) 交通

新市の道路状況は、南北方向が岐阜市と新市をつなぐ国道256号及び主要地方道岐阜美山線、東西方向は新市と関市、武儀郡及び本巣郡をつなぐ国道418号及び主要地方道関本巣線等が縦横に通り、広域連絡や地域内連絡のための重要な幹線道路となっています。

また、東海環状自動車道の(仮称)高富インターチェンジが計画されており、将来の広域交通拠点として新市の発展にとって重要な役割を果たすものと思われます。

### (4) 人口と世帯数

平成12年国勢調査によると、3町村の総人口は30,951人です。平成7年までは増加を続けていましたが、平成7年から平成12年にかけては1.8%の減少に転じています。また、世帯数は9,290世帯で、増加を続けていますが、核家族化の進行により1世帯当りの人員は減少しています。

○ 人口・世帯数の推移

年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
人口 (人)	30,592	30,989	31,534	30,951
変化率 (%)	3.1	1.3	1.8	△1.8
世帯数 (世帯)	7,856	8,155	8,708	9,290
1世帯当り人員 (人)	3.89	3.80	3.62	3.33

資料：国勢調査

年齢別の構成比を見ると、14歳以下の年少人口は15.2%、15歳から64歳までの生産年齢人口は65.5%、65歳以上の高齢者人口は19.3%となっています。岐阜県全体の値と比較すると、14歳以下の年少人口は少なく、65歳以上の高齢人口は多くなっており、平成2年の国勢調査の時点より少子・高齢化がさらに進行しています。

○ 年齢別人口（3区分）

国勢調査		総数	0～14歳		15～64歳		65歳以上	
		人口 (人)	人口 (人)	構成比 (%)	人口 (人)	構成比 (%)	人口 (人)	構成比 (%)
新市	平成2年	30,989	6,164	19.9	20,472	66.1	4,353	14.0
	平成12年	30,951	4,696	15.2	20,198	65.5	5,937	19.3
県計	平成2年	2,066,596	387,665	18.8	1,415,333	68.5	262,594	12.7
	平成12年	2,107,687	319,680	15.4	1,378,615	66.3	382,107	18.4

資料：国勢調査

## (5) 産業

就業人口は、県全体に比べ第2次産業の割合が高くなっているのが特徴です。

就業人口の全体数は昭和60年以降増加していますが、第1次産業、第2次産業の就業人口は減少し、第3次産業の就業人口は増加しています。

○ 産業別大分類就業人口

単位：人、%

年	総数	第1次産業		第2次産業		第3次産業	
		人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比
昭和60年	15,338	1,268	8.3%	7,988	52.1%	6,076	39.6%
平成2年	15,688	923	5.9%	8,096	51.6%	6,664	42.5%
平成7年	16,279	846	5.2%	7,865	48.3%	7,567	46.5%

資料：国勢調査

製造業は、事業所数・従業者数とも減少傾向にあり、製品出荷額は近年減少に転じています。業種別では、食料品、家具装備品、プラスチック、衣服、

木材木製品、金属、一般機械器具などの製造品出荷額が多くなっています。

商業は、商店数はほぼ横ばい、従業者数は増加しているものの、年間販売額は近年減少に転じています。

新市の主な観光レクリエーションの資源は、自然環境では、北部に広がる広大な森林や伊自良湖、溪流などの水が挙げられ、主な施設としては、四国山香りの森公園、伊自良キャンプ場、グリーンプラザみやま、ふれあいバザール、3箇所のゴルフ場などがあります。

## 2 広域圏における位置付け

### (1) 県政の指針との関連

県政の指針(平成11年3月策定、平成11年度～平成15年度)は、「便利な・元気な・安らかな」という三つの「な」と「美しい・温かい・楽しい」という三つの「い」を備えた「日本一住みよいふるさと岐阜県」の実現を目指としています。

新市を含む岐阜圏域の将来像は、「ファッション・デザイン文化を発信する安らかな県都創造圏」を基本目標とし、「ファッション・デザイン文化を発信する“県都圏づくり”」、「福祉・健康分野の機能集積を生かした“総合的な福祉モデル圏”の形成」、「VR、生命科学などの拠点や大学と連携した新産業の創出と既存産業の活性化」を期待される振興方向としています。

圏域北部においては、福祉・健康分野などの機能集積を生かした「総合的な福祉モデル圏」の形成が期待されるとしています。

また、交通基盤づくりとして、東海環状自動車道の整備促進が当面の取り組みとして位置付けられています。(仮称)高富インターチェンジの整備により広域交流の機会が飛躍的に増大し、新市の発展の基盤となることが期待されます。

### (2) 岐阜地域第4次広域市町村圏計画との関連

新市を含む岐阜地域の広域市町村圏計画(平成13年3月策定、基本構想：平成13年度～平成22年度)では、その基本目標を「個性の調和が織りなす県都交流圏の創造」として、恵まれた資源を有効利用し、地域(市町村)の個性を尊重しつつ、相互の連帯により圏域の調和のとれた発展を図るとしています。

当該計画の中で、新市を構成する山県郡3町村は、それぞれ次のような役割を担うこととされています。

<高富町> 東海環状自動車道の建設を促進し、流通・倉庫業等の産業の発展を図るとともに、緑豊かな自然を生かし、快適な都市近郊型住宅地、福祉・スポーツ・レクリエーションの地としての役割を担う。

<伊自良村> 農産物の供給地、また伊自良湖を中心としたレクリエーション地はもとより文化の発信地として活気ある圏域の一端を担う。

<美山町> 工業製品および林産加工品の供給地としての役割とともに、恵まれた自然環境やキャンプ場などの施設を生かした観光・レクリエーション地としての役割を担う。

### 3 新市の課題

#### (1) 高齢社会への対応

新市において高齢化は県全体に比して速く進行するものと思われます。住民意識調査でも福祉・保健・医療への期待は最も高くなっています。高齢者や障害者を含めたすべての住民が安心して生きがいを持って暮らせるように、地域に根ざした福祉施策を推進していく必要があります。

#### (2) 快適で便利な生活環境整備

新市においては、まちづくりの基礎となる社会基盤の整備・充実が必要です。住民意識調査でも道路や下水道を始めとする社会基盤・生活基盤の整備を望む声が高くなっています。活力あるまちづくりを進めるために、さらなる人口定着を図り、快適で魅力ある社会・生活基盤を整備していく必要があります。

#### (3) 自然環境の保全

自然環境の保全は地球規模の課題となっています。新市においても、住民の快適で安全な生活を守り、やすらぎやレクリエーション、さらには産業の場として活用するため、新市の貴重な資源である森林、河川などの自然環境を保全していく必要があります。また、省資源・リサイクルを推進し、自然と共生する循環型社会の形成が求められています。

#### (4) 地域産業の振興・育成

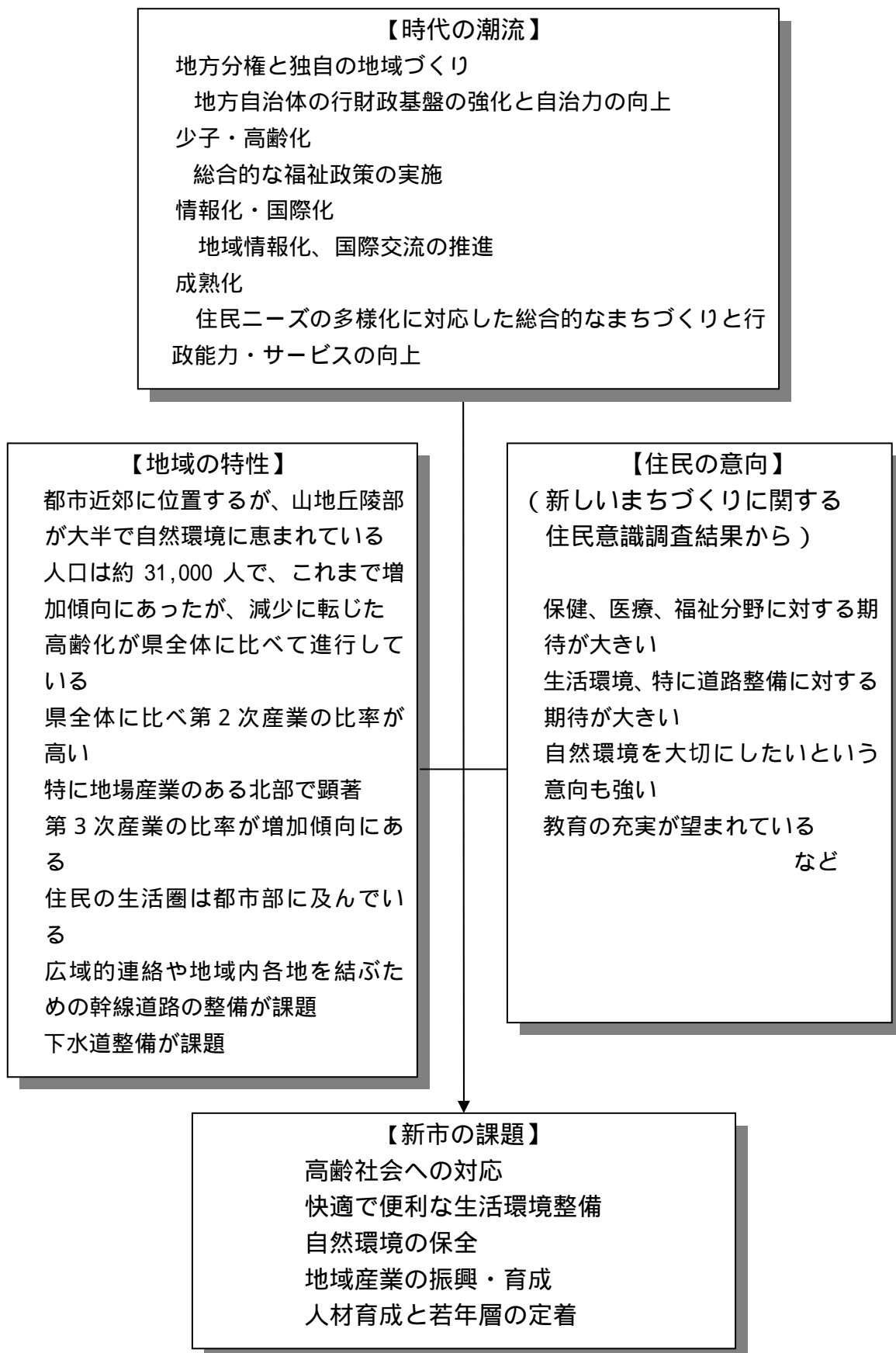
活力あるまちづくりのためには、産業の活性化による経済的基盤の強化が必要です。長引く景気停滞のなか経営環境は悪化しており、後継者や若年労働力の不足などの課題も抱えています。農林業や地場産業の活力を向上する施策を推進するとともに、外部からの産業立地の促進も望まれます。

#### (5) 人材育成と若年層の定着

21世紀に新たに誕生する新市のまちづくりを担う人材の育成と意識改革は、あらゆる分野において取り組んでいかなければならない重要な課題です。

また、若年層の減少は、地域全体の活力と魅力を低下させる要因となります。魅力のある教育の場、就業の場、生活の場を充実し、さらに子供が健全に成長できるまちづくりによって、若年層の定着を図る必要があります。

## 計画の前提と課題のまとめ





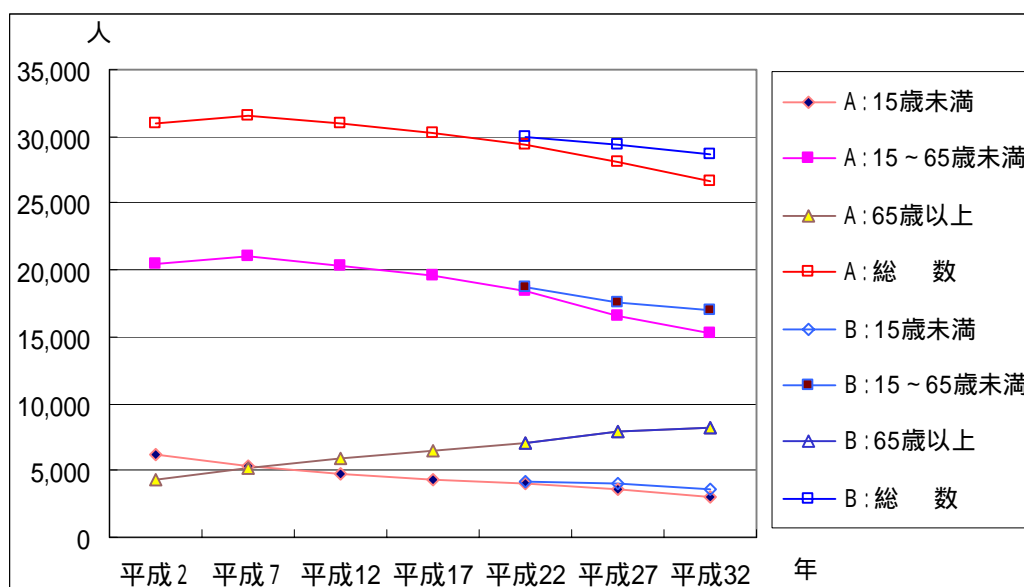
# 主要指標の推計

## 1 新市の人口の推計

今後の新市の全体人口を、国勢調査の各年度における年齢別人口の過去の傾向を基礎としたコーホート法によって推計すると、以下の図表の「ケースA」の結果に示したように、少子高齢化の進行や若年層の域外へ流出などのために、平成32年には約26,600人に減少すると予測されます。

しかし、新市誕生を契機として、定住・交流基盤や快適な生活環境の整備、福祉・教育・文化環境の充実などの総合的なまちづくりを推進するとともに、子育て支援策や産業振興による魅力ある職場などの拡大を図ることによって、若年層を中心とした定住を促進した場合の「ケースB」では約28,700人となります。

○平成2～12年の人口推移実績とコーホート法による人口推計結果



○平成2～12年の人口推移実績とコーホート法による人口推計結果（ケースA・B）

	平成2	平成7	平成12	平成17	平成22	平成27	平成32
A：15歳未満	6,164	5,360	4,703	4,293	3,977	3,598	3,048
A：15～65歳未満	20,472	20,963	20,303	19,549	18,366	16,625	15,331
A：65歳以上	4,353	5,209	5,945	6,466	6,998	7,864	8,205
A：総数	30,989	31,532	30,951	30,308	29,341	28,087	26,584
B：15歳未満					4,173	3,973	3,538
B：15～65歳未満					18,783	17,579	16,934
B：65歳以上					6,998	7,863	8,205
B：総数					29,954	29,415	28,677

## 2 新市の世帯数の推計

国立社会保障・人口問題研究所による岐阜県の人口世帯数の推計値を参考に、本地域における世帯数と人口変化の状況に基づいた世帯人員を想定し、以下の世帯数を推計値としました。この結果、平成 32 年の総世帯数は、「ケース A」では 8,950 世帯、「ケース B」では 9,660 世帯となります。

		平成 2	平成 7	平成12	平成17	平成22	平成27	平成32
A	世帯数	8,155	8,708	9,290	9,460	9,340	9,180	8,950
	世帯人員	3.80	3.62	3.33	3.24	3.14	3.06	2.97
B	世帯数					9,540	9,610	9,660
	世帯人員					3.14	3.06	2.97

## 3 新市の就業人口の推計

就業人口は、過去の推移と新たな就業の場の拡大、女性の就業の増大などを勘案し、就業人口割合を平成 7 年の 55.6%から平成 32 年には 60%程度まで増えると想定します。その場合平成 32 年時点の総就業人口は、「ケース B」では約 17,200 人になると推計します。

第 1 次産業は、経営環境の構造的変化や就業者の高齢化、後継者不足などにより、大幅な減少が予想されるため、3%、約 520 人と想定します。

第 2 次産業は、既存企業の活性化支援や産業立地などによる振興策の推進によって、新たな若年層の雇用の場を確保して、ほぼ現状の比率が維持されるものとする 47%、約 8,080 人となります。

第 3 次産業については、(仮称)高富インターチェンジ周辺の産業・交流機能の集積等により発展が期待されるため、50%、8,600 人と想定します。

# まちづくりの基本方針

## 1 基本方針策定の視点

### (1) 時代の潮流を踏まえた長期的視点

地方分権、少子・高齢化、国際化、情報化などの時代の潮流を踏まえ、多様なまちづくりの課題に対して、長期的視点に立った総合的な取り組みによって対応します。

### (2) 地域の課題への対応

地域の特性や住民意識調査結果から導き出された新市の課題に的確に対応します。

### (3) 地域の特長を活かし発展させる取り組み

新市は、都市近郊の住宅地、豊かな森林資源、商業集積や内陸工業地などの産業基盤、レクリエーション施設などの特長を持ち、さらに交流拠点としての可能性を有しています。

合併した地域間の結びつきを強め、新市としての一体的な発展を図るとともに、こうした地域の特長を生かし、それぞれの活力を高めます。

### (4) 既存の計画・施策の継続

既に策定・実施されている広域計画や3町村の総合計画は尊重されるべきであり、新市においても原則として計画や施策の継続性について配慮します。

## 2 まちづくりの基本理念

**豊かな自然と活力ある都市が調和した**

**『安らかで快適な21世紀の住みよいまちづくり』**

時代はいま、地方分権、少子・高齢化、国際化、情報化、成熟化の進展など大きな転換期を迎えています。21世紀に新しく誕生する新市は、このような社会の変化に適切に対応し、新たな意識を持って生き生きとした住みよいまちづくりを目指します。

新市は、みどり豊かな森林、美しい清流などの自然環境に恵まれた地域と、住宅や産業基盤などが集積した都市の活力を有する地域を併せ持っています。このような地域の特長と可能性を生かし、それぞれの調和を図りつつ、総合的な発展を目指します。

新市は、住民一人ひとりが生涯を通じて安らぎを感じられる福祉社会の実現を目指すとともに、快適で便利な生活を享受できるまちづくりを目指します。

こうしたことから、**豊かな自然と活力ある都市が調和した『安らかで快適な21世紀の住みよいまちづくり』**を新市のまちづくりの基本理念とします。

### 3 まちづくりの基本方針

- (1) 健やかで安らかなまちづくり
- (2) 便利で快適なまちづくり
- (3) 豊かで美しい自然を守るまちづくり
- (4) 活力あふれる産業のまちづくり
- (5) 豊かな心と文化を育むまちづくり

#### (1) 健やかで安らかなまちづくり

日常的な健康管理によって、より多くの人々が健康な生活が営めるように、保健・医療体制を整備します。高齢者や障害者など社会的に立場の弱い方々の不安を解消し、だれもが安心して生きがいを持って暮らせる地域社会づくりを進めます。福祉活動の拠点として既存施設の有効利用を図り、地域に根ざした福祉施策を展開します。さらに、少子化対策として子育て支援を進めます。

また、住民生活の安全を守る基本施策として、災害や犯罪など各種の緊急事態に対する体制を整備し、安全安心のまちづくりを進めます。

#### (2) 便利で快適なまちづくり

新市の一体的な結びつきの強化と広域交通の利便性の向上を図るため、幹線道路網の改良整備を行います。さらに東海環状自動車道の整備促進を働きかけ、(仮称)高富インターチェンジの早期開設を目指します。また、新市の重要な公共交通機関であるバスの利便性の向上を図ります。

上下水道、住宅などの整備を進めて、快適な居住環境づくりを推進します。

今後ますます進展する高度情報化に対応するため、地域情報化施策を進め、住民生活や産業活動のニーズに対応した情報ネットワークを拡充します。

また、多様化する行政需要に対応するため、行政サービスの一層の向上を図ります。

### ( 3 ) 豊かで美しい自然を守るまちづくり

新市の豊かで美しい自然環境を保全するとともに、共生・交流体験やレクリエーション活動の場として活用を図ります。

また、下水道整備による水質浄化を始め河川環境を保全します。

循環型社会の構築を目指し、省資源・リサイクルを推進します。

### ( 4 ) 活力あふれる産業のまちづくり

地場の主要な産業である農林業や中小企業を支援するとともに、新たな産業の立地を図り、活力に満ちた産業が発展するまちとします。観光レクリエーションなどの多様な交流を推進する拠点を活用して、活気と魅力あふれるまちの実現を図ります。

### ( 5 ) 豊かな心と文化を育むまちづくり

学校、家庭、地域社会の連携を図り、心豊かでたくましく生きる子供達の育成に努めるとともに、高度情報化や国際化等の新たな時代の変化に対応した教育を充実します。また、住民の生涯学習・スポーツなどの多様なニーズに対応した環境づくりを進めるとともに、地域に根ざした文化が育つまちとします。

## 4 まちづくりの推進に向けて

### (1) 連携・協働体制づくり

多様で高度な課題に対応するため、地域住民や各種団体と行政が連携・協働し、地域全体で課題を解決していく体制づくりを進めます。

### (2) 新市の一体化の推進

新市の住民が融和し、いち早く新市の住民としての意識が持てるように、まちづくりの基本理念を念頭に、新市の一体化のための施策を着実に推進します。

### (3) 行財政改革の推進

合併による行財政の強化は、まちづくりを推進する上で重要な効果ですが、新市においても、さらに行財政の効率性を高め、強化を図る必要があります。このため、より一層職員の意識を高め、行財政改革を推進します。

また、行政の透明性の拡大や説明責任など住民から信頼される新市の行政運営に心がけます。

## 5 地域別のまちづくりの方向

新市の各地域は、それぞれが魅力ある特長や資源、可能性を有しています。

これらの恵まれた資源を有効活用し活力を高めていくとともに、それぞれの地域が抱える課題に的確に対応することにより、調和のとれた発展を目指します。

### 高富地域

- 新市の行政・都市機能及び交通の中心地としての機能集積と魅力ある中心市街地の形成
- 東海環状自動車道（仮称）高富インターチェンジの建設促進と幹線道路網の整備によるアクセスの向上
- 公共下水道整備、土地区画整理事業、公営住宅整備等による快適な住環境の整備
- （仮称）高富インターチェンジを中心とする活力とにぎわいのある広域交流の拠点づくり

### 伊自良地域

- クリーン農業を始めとする農業の振興
- 既存産業と居住環境の整合を図るための生活環境整備
- 伊自良湖を中心とした都市近郊型のレクリエーションゾーン
- 図書館、美術館、文化の里などの文化施設の集積を生かした文化の発信地

### 美山地域

- 狭隘又は危険な箇所解消を始めとして、安全かつ快適に通行できる道路網の整備
- 労働力の定着を図るための県営産業団地の誘致推進と既存産業の振興
- 豊かな自然やグリーンプラザみやま等の施設を生かしたレクリエーションゾーン
- 林業経営の支援による森林の保全、特に間伐事業の積極的推進



# まちづくりの主要施策

## 1 健やかで安らかなまちづくり

### (1) 保健・医療

多様で高度な医療ニーズに応えるため、岐北総合病院を基幹病院として各民間医療機関の連携体制を強化し、地域医療体制の整備充実に努めます。また、市民が生涯を通じて健康に暮らせるように、健康診査や健康相談等を充実します。

### (2) 福祉機能の充実

新市に福祉事務所を設置し、福祉・保健・医療の連携や人材の適正配置によって総合的な福祉施策を推進します。また、福祉活動の拠点となる既存施設の有効活用や充実を図るとともに、ボランティアや福祉関係団体との協働により、地域に根ざした福祉機能の充実を図ります。シルバー人材センターについては、高齢者の生きがい対策として、その活動を支援します。

地域で支えあふれあいの広場を基本コンセプトに山県郡で取り組みを進めてきた（仮称）山県郡まるごと福祉健康村拠点施設整備事業については、新市においても引き続き推進します。

### (3) 高齢者福祉

高齢者が健康で生きがいを持って暮らしていけるように、生活や健康状態に応じたきめ細かな福祉サービスを行います。また、在宅介護を支援するため、新市に基幹型在宅介護支援センターを設置するとともに、美山地域の実情を踏まえ、（仮称）北部デイサービスセンターを設置します。

### (4) 障害者福祉

障害者が地域社会の中で生きがいのある生活を営めるよう、相談体制の強化、在宅福祉対策の充実、自立の支援等を進めます。

### (5) 子育て支援

母子保健の充実を図ると共に、乳幼児医療助成については小学校就学前までの児童を対象に実施します。

多様な保育ニーズに対応できるよう保育所の機能の拡充に努めます。また、

児童厚生施設を拠点に放課後児童健全育成事業の実施や放課後及び休日の遊び場を提供するとともに、児童厚生施設の適正配置についても検討します。

育児支援のため、一時的な保育や子育て相談等を目的とするコミュニティママ子育てサポート事業を新市全域で実施します。

## (6) 安全・防災

新市の地域防災計画（地震対策を含む。）を策定し、地域が一体となった防災体制を構築するとともに、住民自らに取り組む自主防災組織を育成します。

また、緊急時の重要な連絡手段である防災行政無線を整備するとともに、消防車、防火水槽、防災備蓄倉庫、防犯灯などの各種防災・防犯施設の計画的な整備・配置を行います。

## (7) 河川・砂防事業の推進

土砂流失や崖崩れ等の災害防止のため、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業を進めます。また、治水機能の強化のため河川改修を進めます。

【施策項目】	【主要事業】
保健・医療	地域医療体制の充実 健康診査、健康相談の充実
福祉機能の強化	福祉事務所の設置 基幹型在宅介護支援センターの設置
福祉施設等の整備	(仮称) 北部デイサービスセンター整備事業 養護老人ホーム美山荘改修事業 シルバー人材センター事務所改修事業 既存福祉施設の有効活用 (仮称) 山県郡まるごと福祉健康村拠点施設整備事業
高齢者福祉 障害者福祉	高齢者福祉サービスの充実 生活支援の充実 交流機会の創出
子育て支援	乳幼児医療費助成事業の充実 保育サービスの充実 児童厚生施設の適正配置の検討 コミュニティママ子育てサポート事業
防災まちづくり	地域防災計画の策定 防災行政無線整備事業 消防緊急通信指令施設整備事業 消防本部・南消防署整備事業

河川・砂防事業

各種防災・防犯施設整備事業

へりポート設置の検討

基幹河川改修事業（鳥羽川、武儀川）〔県事業〕

河川局部改良事業（鳥羽川、伊自良川）〔県事業〕

急傾斜地崩壊対策事業〔県事業〕

通常砂防事業〔県事業〕

## 2 便利で快適なまちづくり

### (1) 幹線道路網等の整備促進

新市の一体的な結びつきを強化し、広域交通の利便性の向上を図るために、国道、主要地方道、県道等の幹線道路網の改良整備を国、県に積極的に働きかけます。これにより、慢性的な渋滞を解消し、円滑な道路交通を確保するとともに、市内を環状道路で結びます。

東海環状自動車道の整備促進を働きかけ、(仮称)高富インターチェンジの早期開設を目指します。幹線道路網の改良整備は、インターチェンジへのアクセス向上にも資することになります。

幹線道路関連道路、地域間連絡道路等についても、計画的な改良整備を図ります。また、道の駅の整備についても検討します。

### (2) 公共交通機関の機能充実

新市の唯一の公共交通機関であり、住民にとって重要な交通手段であるバスについては、自主運行バスの路線を拡充するとともに、市内については区間別の料金体系を導入し、利便性の向上を図ります。

路線バスについても、自主運行バスとの連携による利便性向上のため、事業者と協議を進めます。

### (3) 上下水道の整備

上水道については、安定した給水を図るため、施設整備を行うとともに、伊自良地域及び美山地域において簡易水道の統合を進めます。

下水道については、既存市街地において公共下水道事業を推進します。

なお、下水道未整備地域については、早急に整備計画を策定し、順次整備を図ります。

### (4) 良好な定住環境の整備

優良な宅地や住宅の整備を進めるとともに、土地区画整理事業、生活道路・公園等の公共施設整備や生活環境整備等により、暮らしやすい居住環境のまちづくりを推進します。

また、障害者、高齢者を含めたすべての人にやさしいユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。

### (5) 情報通信基盤の整備

新市全域において有線テレビ放送（CATV）を光ファイバーを基本とする高速通信網により整備し、地上波デジタル放送、双方向通信に対応するとともに、住民生活や産業活動の高度情報化ニーズに応えるため、インターネット接続環境の飛躍的向上、福祉、教育などの各分野における情報化の推進、地域間の情報格差の是正を図ります。この際、誰もが使いやすいシステムの構築に心がけます。

## （６）行政サービスの向上

市役所と支所のネットワーク整備、行政の情報化や庁舎、公共施設の整備等によって行政サービスの向上を図ります。

また、職員の企画立案能力の向上や意識改革、専門職員の育成と適正配置などにより行政の質的向上を図ります。

<b>【施策項目】</b>	<b>【主要事業】</b>
幹線交通網の整備促進	東海環状自動車道整備及び（仮称）高富インターチェンジの建設促進 国道２５６号道路改築事業〔県事業〕 国道４１８号道路改築事業〔県事業〕 主要地方道岐阜美山線道路改築事業〔県事業〕 県道伊自良高富線道路改良事業〔県事業〕 県道神崎高富線道路改良事業〔県事業〕 交通安全事業、交通安全施設整備事業〔県事業〕 橋梁補修事業〔県事業〕 市道建設・改良事業 サイクリング・ウォーキングロード整備事業 道の駅整備の検討
公共交通機関の機能充実 上下水道の整備	自主運行バスの拡充、利便性の向上 簡易水道統合事業 上水道水源地設備改良事業 公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業 農業集落排水事業 小型合併処理浄化槽事業
住環境の整備	土地区画整理事業 公営住宅建設事業 山田宅地開発事業 県営中山間地域農村活性化総合整備事業〔県事業〕
情報通信基盤の整備	有線テレビ放送（CATV）の拡充整備 高速情報通信網の整備

行政サービスの向上

各分野における地域情報化の推進  
移動通信用鉄塔施設整備事業  
行政情報ネットワークの構築  
行政の情報化推進  
庁舎、公共施設の改修・整備

### 3 豊かで美しい自然を守るまちづくり

#### (1) 森林の整備と活用

新市の豊かな自然環境の主役であるふるさとの山や森を、林業経営に対する支援を通じて計画的に保護育成します。とくに、災害防止にも寄与する間伐事業を積極的に促進します。

また、自然との共生に配慮しつつ、ふるさとの山や森が、人々の安らぎ、憩いやレクリエーション活動の場として活用されるよう、計画的に整備します。

#### (2) 水環境の保全

水源涵養機能を持つ森林の保全を図るとともに、下水道整備により水質の浄化を進めます。また、河川改修と併せ、潤いのある水辺の環境づくりを進めます。

#### (3) 循環型社会の構築

地域における総合的な環境施策の基本となる環境基本計画等の策定について研究・検討します。また、市役所庁舎において、国際的な環境管理規格であるISO14001の取得を目指します。

ごみの減量化や再資源化を進めるため、資源回収事業、生ごみ処理機の普及などを始めとするリサイクル活動を支援し、意識の高揚を図ります。

公共施設における太陽光発電など新エネルギーの導入を進めます。

【施策項目】	【主要事業】
森林の整備と活用	水源森林総合整備事業〔県事業〕 森林環境保全整備事業 四国山香りの森公園整備事業 グリーンツーリズム拠点施設整備事業
水環境の保全	公共下水道事業（再掲） 特定環境保全公共下水道事業（再掲） 農業集落排水事業（再掲） 小型合併処理浄化槽事業（再掲） 家畜糞尿処理施設整備事業 地方特定河川等環境整備事業
循環型社会の構築	環境基本計画等の策定の研究・検討 市役所庁舎におけるISO14001の取得 資源回収事業などリサイクル活動の支援

## 地域新エネルギー導入促進事業



## 4 活力あふれる産業のまちづくり

### (1) 地場産業の振興

農林業の振興を図るため、生産基盤の充実を図るとともに、後継者の確保・育成や高度化・低コスト化を促進します。また、地域の環境保全に関わる課題として、森林保全のための支援を進めます。

製造業や商業などの中小企業については、商工会活動、技術・商品開発の支援や小口融資等により発展と活性化を促進します。

### (2) 新たな産業立地の推進

東海環状自動車道・(仮称)高富インターチェンジ等幹線交通網の整備を活かし、地域経済を活性化する新たな産業や研究機関を誘致育成します。美山地域においては、若年労働力の定着を図るため、県営産業団地の誘致を推進するとともに、産業団地関連整備事業を進めます。

### (3) 交流拠点の整備

地域の豊かな自然を活用した都市近郊型レクリエーション地域として、レクリエーション施設や観光地のネットワーク化、グリーンツーリズムなどを推進し、交流人口の拡大による地域の活性化を図ります。

(仮称)高富インターチェンジ周辺が新市の活力あるまちづくりと広域交流の拠点となるよう、便利で魅力あるにぎわいの交流拠点などの効果的な配置を検討します。

#### 【施策項目】

農林業の振興

商工業の振興

#### 【主要事業】

県営中山間地域農村活性化総合整備事業

〔県事業〕(再掲)

県営かんがい排水事業(中濃用水)〔県事業〕

ふるさと林道緊急整備事業 伊自良～根尾線

〔県事業〕

公共林道開設事業 椿野～はじかみ線

ふるさと林道緊急整備事業 高田～斧田線

基盤整備促進事業(農業施設、農道等)

森林環境保全整備事業(再掲)

林業・木材産業構造改革事業

商工会活動の支援

小口融資

産業立地の推進

新規産業等の立地促進

県営産業団地の誘致推進

県営産業団地周辺基盤整備事業

過疎地域における固定資産税の特例制度

交流拠点の整備

土地区画整理事業（インターチェンジ周辺整備）

四国山香りの森公園整備事業（再掲）

グリーンツーリズム拠点施設整備事業（再掲）

## 5 豊かな心と文化を育むまちづくり

### (1) 教育環境の整備

心豊かでたくましく生きる子供達を育成するため、学校、家庭、地域社会の連携を図るとともに、基礎的な教育の充実のみならず、新たな時代の要請に応え、個性や創造性を伸ばす教育の実践に努めます。

新市の教育振興について総合的な取り組みを進めるとともに、研修・研究等により教員や指導者の資質を高めるため、教育委員会に（仮称）総合教育研究所を設置します。

良好な教育環境を確保するため、地域の状況に応じて、校舎の建設や改築など学校施設を整備するとともに、通学手段を確保します。

また、高度情報化社会に対応した人材を育成するため、小中学校の高速通信網等インターネット利用環境を整備し、パソコンを配備します。

### (2) 生涯学習・スポーツの振興

余暇時間の増大やニーズの多様化を踏まえ、生涯学習やスポーツを振興し、その活動と交流を通じて住民の健やかな生活と地域コミュニティの形成を図ります。このため、公民館やスポーツ施設の充実整備を図るとともに、各種講座の充実や総合型地域スポーツクラブ、自主学习グループ等関係団体の活動の支援・育成に努めます。

また、学習機会やスポーツ施設の利用についての情報提供の充実を図ります。

### (3) 地域文化の振興

地域の歴史と伝統を尊び、心の拠りどころとなるよう、埋蔵文化財の発掘や保護、伝承文化や伝統行事の保存に努めます。

また、人々の生活から生まれる新たな地域文化の創造を図り、新市の誇りとなるような文化を育むため、芸術文化団体や住民の芸術文化活動とネットワークづくりを支援します。

総合的な文化施設などの施設整備を検討します。

また、伊自良地域においては文化の里整備を継続的に進めます。

### (4) 国際交流の推進

国際感覚あふれる人づくりを進めるとともに、生活、文化など幅広い分野での多様な交流を促進します。

<b>【施策項目】</b>	<b>【主要事業】</b>
教育環境の整備	(仮称) 学校・家庭・地域社会連携推進事業 (仮称) 総合教育研究所の設置 小中学校施設整備事業 小中学校 校内LAN・パソコン整備事業
生涯学習・スポーツ振興	総合スポーツ公園整備事業 サイクリング・ウォーキングロード整備事業(再掲) 総合型スポーツクラブの育成
地域文化の向上	埋蔵文化財の発掘・保護 伝承文化や伝統行事の保存 芸術文化団体・芸術文化活動の支援 文化の里整備事業 コンサートホールなど多目的に利用できる文化ホール整備事業の検討
国際交流の推進	中学校生徒海外派遣事業

## 6 重点プロジェクト（新市事業、再掲）

### （1）健やかで安らかなまちづくり

- （仮称）北部デイサービスセンターの設置
- （仮称）山県郡まるごと福祉健康村拠点施設整備事業

### （2）便利で快適なまちづくり

- （仮称）高富インターチェンジの早期開設促進及び周辺整備
- 幹線道路網の改良整備
- 上下水道整備事業
- 総合交通体系の整備 自主運行バスの拡充と運賃体系の統一
- 高度情報化の推進 C A T Vの整備

### （3）豊かで美しい自然を守るまちづくり

- 地域新エネルギー導入促進事業

### （4）活力あふれる産業のまちづくり

- 県営産業団地の誘致推進及び周辺整備

### （5）豊かな心と文化を育むまちづくり

- 小中学校施設整備事業
- 総合スポーツ公園整備事業

# 新市における岐阜県事業の推進

V章で整理した主要事業のうち岐阜県が事業主体となつて行う事業を再整理します。河川・砂防事業、幹線道路網の整備、農村や農業施設の整備、森林の整備など基盤整備関連事業が中心です。

【施策項目】	【主要事業】
河川・砂防事業	基幹河川改修事業（鳥羽川、武儀川） 河川局部改良事業（鳥羽川、伊自良川） 急傾斜地崩壊対策事業 通常砂防事業
幹線交通網の整備	国道256号道路改築事業 国道418号道路改築事業 主要地方道岐阜美山線道路改築事業 県道伊自良高富線道路改良事業 県道神崎高富線道路改良事業 交通安全事業、交通安全施設整備事業 橋梁補修事業
住環境の整備	県営中山間地域農村活性化総合整備事業
森林の整備	水源森林総合整備事業
農林業の振興	県営中山間地域農村活性化総合整備事業 県営かんがい排水事業（中濃用水） ふるさと林道緊急整備事業 伊自良～根尾線

## 公共的施設の統合整備

公共的施設の統合整備については、地域特性や地域バランスを考慮するとともに、市民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分に配慮して逐次検討します。

また、新たな公共的施設の整備にあたっては、財政事情を考慮しながら、事業の効果や効率性について十分議論するとともに、既存施設の有効活用など、効率的な整備に努めます。

なお、新市の庁舎は高富町役場に置くものとし、伊自良村役場及び美山町役場については、それぞれ伊自良支所、美山支所とします。

# 財政計画

新市における財政計画は、歳入歳出の各項目ごとに、過去の実績（現に3町村のみで構成している一部事務組合分を加算し、3町村及び当該一部事務組合との重複分を控除する。）、経済情勢や人口推移等を勘案し、合併後10年度間について普通会計ベースで作成したものです。

作成にあたっては、新市まちづくり計画（以下「まちづくり計画」という。）に基づく主要事業、市民負担・サービス水準に関する調整方針に伴う財政影響分、合併に伴う節減経費、国による財政支援分等を反映させるとともに、堅実な財政運営に心掛けるようにしています。

項目ごとの主な内容は次のとおりです。

## 【歳入】

### ① 地方税（譲与税及び交付金）

地方税等については、過去の実績推移と今後の経済見通し等を踏まえ、人口推移を勘案しながら現行税制度を基本にして推計しています。

#### 地方交付税

地方交付税については、普通交付税における算定の特例（合併算定替）により算出し、過去からの事業費補正・公債費算入分を勘案し、国の構造改革による影響額を考慮して推計基準財政需要額を算出し、それぞれの年度ごとに推計した地方税等による推計基準財政収入額を控除するとともに、合併による普通交付税上乗せ分、特別交付税措置分及び合併特例債償還に伴う普通交付税算入分を加算して推計しています。

#### 分担金及び負担金

分担金及び負担金については、過去の実績推移を踏まえ、合併調整方針に伴う住民負担の影響分及びまちづくり計画に基づく事業による収入分を見込んで推計しています。

#### 使用料及び手数料

使用料及び手数料については、過去の実績推移を踏まえ、合併調整方針に伴う住民負担の影響分を見込んで推計しています。

#### 国庫支出金及び県支出金

国庫支出金及び県支出金については、過去の実績推移を踏まえ、合併市町村補助金等及びまちづくり計画に基づく事業による収入分を見込んで推計しています。

#### 財産収入及び寄附金

財産収入及び寄附金については、過去の実績推移を踏まえて推計しています。

#### 繰入金

繰入金については、主要事業の実施等に伴う年度間調整をするため、各種基



金を効率的に活用していく方針のもと推計しています。

#### **諸収入**

諸収入については、過去の実績推移を踏まえ、合併調整方針に伴う住民負担の影響額、合併後の市町村振興のための基金の利息収入分を見込んで推計しています。

#### **地方債**

地方債については、平成16年度における平成7年度・8年度発行の減税補てん債の借り換え分を見込むとともに、まちづくり計画に基づく事業の合併特例債や通常債等の発行分を見込んで推計しています。

### **【歳 出】**

#### **人件費**

人件費については、適正な定員管理に基づいて積算した一般職員分と合併に伴う特別職等の人件費削減効果を見込んで推計しています。

#### **物件費**

物件費については、過去の実績推移を踏まえ、合併による事務経費削減効果を見込むとともに、平年度経常分については増加させないこととして推計しています。

#### **維持補修費**

維持補修費については、過去の実績推移を踏まえ、新市における行政財産等の管理状況を勘案して推計しています。

#### **扶助費**

扶助費については、過去の実績推移を踏まえ、人口の高齢化を勘案するとともに、合併調整方針に伴う行政サービスの格差是正等のための経費を見込んで推計しています。

#### **補助費等**

補助費等については、過去の実績推移を踏まえ、合併調整方針に伴う行政サービスの格差是正等のための経費を見込んで推計しています。

#### **公債費**

公債費については、平成14年度末までの地方債に係る償還予定額に、新市における新たな地方債（合併特例債等）に係る償還見込額を見込んで推計しています。

#### **積立金**

積立金については、過去の実績推移を踏まえ、合併後の市町村振興のための基金造成による積立、基金利息収入の積立分等を見込んで集計しています。

#### **繰出金**

繰出金については、国民健康保険・老人保健に関しては現行制度を基本とし、下水道事業等に関しては収支見通しに配慮するとともに、各特別会計の過去の実績推移、合併調整方針に伴い影響する経費等を見込んで集計しています。

### **投資・出資・貸付金**

投資・出資・貸付金については、過去の実績推移を踏まえて推計しています。

### **普通建設事業費**

普通建設事業費については、まちづくり計画に基づく事業費及び経常的な普通建設事業費を見込んで推計しています。

# 歳入

(単位:百万円)

区 分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
地 方 税	3,046	3,066	3,086	3,096	3,106	3,116	3,126	3,135	3,139	3,141
地 方 譲 与 税	189	189	189	189	189	189	189	189	189	189
利 子 割 交 付 金	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35
地方消費税交付金	274	277	280	282	285	288	291	293	296	299
ゴルフ場利用税交付金	63	63	63	63	63	63	63	63	63	63
軽油・自動車交付金	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121
地方特例交付金	117	117	117	117	117	117	117	117	117	117
地 方 交 付 税	4,949	4,542	4,286	4,065	4,054	4,107	4,278	4,437	4,617	4,760
交通安全交付金	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
分 担 金 ・ 負 担 金	71	71	168	134	112	72	72	72	72	72
使 用 料	219	221	223	226	228	231	233	235	237	239
手 数 料	114	115	116	117	118	119	120	122	123	124
国 庫 支 出 金	1,122	1,929	2,235	1,042	746	831	823	366	359	353
県 支 出 金	843	988	867	1,066	767	742	729	656	644	632
財 産 収 入	77	77	77	77	77	77	77	77	77	77
寄 附 金	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
繰 入 金	221	1,614	815	266	291	492	575	720	809	786
諸 収 入	206	222	256	231	181	181	181	187	181	181
地 方 債	2,054	2,887	3,718	3,202	2,935	2,485	2,027	1,589	1,565	487
歳 入 合 計	13,734	16,547	16,665	14,342	13,438	13,279	13,070	12,427	12,657	11,689

# 歳出

(単位:百万円)

区 分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
人 件 費	3,206	3,166	3,152	3,138	3,124	3,110	3,096	3,082	3,068	3,054
扶 助 費	443	456	469	483	497	513	528	544	560	577
公 債 費	1,811	2,292	1,741	1,631	1,792	2,008	2,260	2,487	2,726	2,867
物 件 費	1,869	1,870	1,867	1,867	1,867	1,867	1,867	1,867	1,867	1,867
維 持 補 修 費	187	187	187	187	187	187	187	187	187	187
補 助 費 等	924	963	971	979	987	995	1,004	1,014	1,021	1,031
うち組合負担金	217	220	222	224	226	228	230	233	235	237
積 立 金	671	480	480	480	480	480	480	480	480	480
投資・出資・貸付金	97	98	100	101	103	104	106	107	109	110
繰 出 金	625	668	703	724	623	576	564	640	651	653
投 資 的 経 費	3,901	6,367	6,995	4,752	3,778	3,439	2,978	2,019	1,988	863
うち普通建設事業費	3,870	6,337	6,965	4,722	3,748	3,409	2,948	1,989	1,958	833
うち災害復旧事業費	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31
歳 出 合 計	13,734	16,547	16,665	14,342	13,438	13,279	13,070	12,427	12,657	11,689

# 調 印 書

高富町、伊自良村及び美山町は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第3条第1項の規定に基づく高富町・伊自良村・美山町合併協議会において、上記のとおり合併に関する協議が整ったので、ここに署名調印する。

平成14年9月24日

高 富 町 長

平野 元 

伊 自 良 村 長

村橋忠夫 

美 山 町 長

久口貢男 

立 会 人

岐阜地域振興局長

新 象 武 彦

岐阜県議会議員

山 田 忠 雄

合併協議会委員

久 保 田 均

合併協議会委員

渡 辺 政 勝

合併協議会委員

武 山 和 行

合併協議会委員

藤 岡 功

合併協議会委員

杉 田 實 男

立 会 人

合併協議会委員

山 田 登

合併協議会委員

三 井 怜子

合併協議会委員

高 橋 稔

合併協議会委員

横 山 善道

合併協議会委員

川 島 清夫

合併協議会委員

山 崎 雄作

合併協議会委員

船 户 繁 俊

立 会 人

合併協議会委員

上野 武雄

合併協議会委員

棚橋 壽子

合併協議会委員

田中 一男

合併協議会委員

大西 克巳

合併協議会委員

小森 英明

合併協議会委員

河口 衛

合併協議会委員

高瀬 茂



立 会 人

合併協議会委員

花 村 進

合併協議会委員

石 神 小 幸 子

合併協議会委員

坂 正 光

合併協議会委員

平 光 節 夫